



用語集

ICCPR：「市民のおよび政治的権利に関する国際規約」の項を参照。

OAS (Organization of American States)：「米州機構」の項を参照。

81

OAU (Organization of African Unity)：「アフリカ統一機構」の項を参照。

アチョリ：東アフリカ内陸部、ウガンダ北部にいる民族集団。

アフリカ人権委員会 (African Commission on Human and Peoples' Rights)：
アフリカにおける人権の推進と保護に関して主たる責任を担う機関。

アフリカ統一機構 (Organization of African Unity, OAU)：アフリカの人々のために平和と生活の質の向上に連帯して取り組む、アフリカの複数の独立国家から成る組織。この組織の指針となる文書であるアフリカ統一機構憲章は1963年に採択された。

アフリカ民族会議 (African National Congress, ANC)：南アフリカ先住民民族会議として1912年に設立された、南アフリカの政党と黒人国家主義者の組織。社会民主主義勢力としてアパルトヘイト後の南アフリカの政権党となっている。

あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際条約 (Convention on the Elimination of All Forms of Racial Discrimination, CERD) (1965年採択、1969年施行)：
人種差別を定義し、人種差別を禁止する条約。

安全保障理事会 (Security Council)：総会によって選ばれた5つの常任理事国と10の非常任理事国から成る国際連合の組織。紛争の平和的和解をもたらすことを目的として活動する。

エドワード・コーク卿：(1552-1634年) 英国の法学者。英国の歴史上、最も傑出した法学者のひとりとして見なされており、法律の編纂者としてよく知られている。コークはイングランド議会の一員として国王と激しく対立し続け、しばしば王権に異議を唱えた。1621年、コークは論争における指導者として、議会は王に従属するべきではないと呼びかけた。数年後、コークは権利請願の作成を助けた。これは英国における自由の原則についての最も明確な声明であり、英国憲法において不可欠な要素となった。



欧州安全保証協力機構 (Organization on Security and Co-operation in Europe, OSCE, 旧CSCE) : 欧州の安全保障問題について話し合う地域的国際機関。ヘルシンキ宣言を採択した欧州安全保障協力会議から発展し、機構化された。軍事的な側面からの安全保障のみならず、経済から人権に至るまでの包括的な分野を対象として活動している。

欧州議会 (European Parliament) : 欧州連合の主要な審議と監督の機関。

欧州審議会 (Council of Europe) : 政治、社会、経済問題に関する地域協力のための統括組織としての役割を果たす地域機構。欧州審議会は、完全に経済的事業である欧州経済共同体とは明確に区別されることに注意。

欧州共同体司法裁判所 (European Community Court of Justice) : 欧州石炭鉄鋼共同体 (European Coal and Steel Community) の一部として1952年に設置された裁判所。欧州経済共同体条約とそれに関連する協約の下で、経済的な申し立てを審問する。

欧州経済共同体 (European Economic Community) : 貿易障壁をなくすことで欧州共同市場を発展させ、法律と慣例の調和を促進するために1958年に設立された。

欧州裁判所 (European Court of Justice) : 欧州連合の最高裁判所。

欧州社会憲章 (European Social Charter) (1961年調印、1965年施行) : 社会的および経済的権利の発展・保護に関する地域憲章。ヨーロッパ人権条約を補足するものとして意図されていたが、同条約ほどの効力を持たない。

欧州人権委員会 (European Commission of Human Rights) : 人権と基本的自由の保護のための条約 (ヨーロッパ人権条約) によって設立された機関。人権に関する苦情申し立てを調査し、条約違反を告発する。委員会は、同条約の締約国と同数の委員により構成される。

欧州人権裁判所 (European Court of Human Rights) : 人権と基本的自由の保護のための条約 (ヨーロッパ人権条約) によって設立された裁判所。人権侵害に関する申し立てを審問する。欧州評議会の加盟国と同じ数の裁判官によって構成されている。経済的な申し立てを審問する欧州司法裁判所とは明確に区別されることに注意。

欧州評議会閣僚委員会 (Committee of Ministers of the Council of Europe) : 人権と基本的自由の保護のためのヨーロッパ条約の行政機関。欧州人権裁判所に訴訟を付託することができる。

欧州理事会 (European Council) : 欧州連合の主要な指針と規定の制定機関。

欧州連合 (European Union) : ヨーロッパ圏内における国境の撤廃と、経済と通貨統合の確立を目標とする地域の政府間組織。



加盟：ある条約の交渉や起草に参加しなかった国がその条約を受け入れること。

加盟国 (Member States)：国際連合のメンバーである国々。

監視と報告の手続き：通常、法的に強制力のある措置にはならないが、政府の行動に対する「監査」と同様、拘束力のない勧告となる手続き。報告手続きは自己査察調査に似ている場合がある。政府機関は、人権の協定に対する自らの遵守に関して報告する。あるいは監視機関が政府の行動に関して報告を提起する。

慣習国際法：文書として書かれていないが、慣習により一貫して遵守されており、複数の国家に対して拘束力を有する法律。十分な数の国が、何かを当然従うべき法律であるかのように見なして行動するようになると、それは実際に法律になる。国際法の主要な源のひとつ。

議定書 (protocol)：条約や協定に補足的に追加される文書。締約国が、議定書に署名していなくても主たる協定に合意することを認められる場合、その議定書は選択議定書と呼ばれる。

83

規約 (covenant)：法的拘束力を有する国家間の合意。条約と協定の同義語として用いられる。国連総会によって可決された規約は、規約に署名した加盟国に対して法的拘束力のある国際的な義務となる。国家が規約を批准すれば、規約の条項はその国における法的義務の一部となる。

協定 (treaty)：国家間で結ばれた合意。条約と規約の同義語として用いられる。国連総会によって可決された協定は、協定に署名した加盟国に対して法的拘束力のある国際的な義務となる。国家が協定を批准すれば、協定の条項はその国における法的義務の一部となる。

くさび形文字：古代アッカド人によって使われた文字。細い三角形、またはくさび形のものから成る。また、そうした形の模様で柔らかい粘土に刻まれた文字表記の体系も指す。

経済社会理事会 (Economic and Social Council, ECOSOC)：54名のメンバーから成る国連の理事会で、主として人口、経済開発、人権、刑事司法に携わる。さまざまな事例において人権の報告を受け取り、履行する高位の機関。

経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約 (International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights, ICESCR) (社会権規約または国際人権A規約) (1966年採択、1976年施行)：すべての人間は広範囲の経済的、社会的および文化的権利を持つことを宣言した条約。国際人権章典を構成する3つの文書のひとつ。

継承：王位や権力を先任者から引き継ぐこと。

憲章 (charter)：統治者や国家によって発行された文書で、団体や植民地、市、その他の法人が組織される条件を概説し、その権利と特権を定義する。



拷問およびその他の残虐な、非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰に関する条約
(Convention against Torture and Other Cruel, Inhuman or Degrading Treatment or Punishment) (1984年採択、1987年施行) : 拷問を定義し、禁止する条約。

拷問およびその他の残虐な、非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰を防止するための欧州条約 **(European Convention for the Prevention of Torture and Inhuman or Degrading Treatment or Punishment)** (1987年採択、1989年施行) : 「拷問および他の残虐で非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰に関する条約」に沿った地域条約。顕著な特徴は、拷問の防止または非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰のための欧州委員会を設けていることである。

84

拷問の禁止に関する委員会 **(Committee against Torture)** : 「拷問およびその他の残虐な、非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰に関する条約」の違反を審問するために設置された条約監視機関。

拷問を防止し処罰するための米州条約 **(Inter-American Convention to Prevent and Punish Torture)** (1985年調印、1987年施行) : 「拷問およびその他の残虐な、非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰に関する条約」に沿った地域条約。

国際人権章典 **(International Bill of Human Rights)** : 世界人権宣言 (UDHR)、「市民的小および政治的権利に関する国際規約 (ICCPR)」とその選択議定書、「経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約」を合わせたものの総称。

国際法 : 国家間の関係において、拘束力を有すると一般に見なされ、受け入れられている一連の規定。

国際連合憲章 **(Charter of the United Nations)** (1945年調印、1945年施行) : 国際連合の規則を明確に説明し、国際法のいくつかの基本原則をあらためて表明した、国連による最初の文書。

国際連合総会 **(United Nations General Assembly)** : 国際連合において、全加盟国の代表者が参加する唯一の機関。総会は、加盟国が平和や経済の発展、人権に関する国際問題に対する発案を行う評議会としての役割を果たす。

国連人権委員会 **(Commission on Human Rights)** : 国連の委員会のひとつ。さまざまな国の代表から成るグループで、世界中の人権と基本的自由に関する状況を取り扱う。特別報告者 (Special rapporteur) による報告は、この委員会やその小委員会に対して行われる。



国連総会 (General Assembly) : すべての加盟国から成る、国連の主要な機関のひとつ。
宣言を発行し、人権の問題に関する条約を採択する。その活動は国連憲章の規定に従っている。

国連難民高等弁務官 (United Nations High Commissioner on Refugees, UNHCR) :
難民問題やこれに関係する人道上の問題を扱う国連の専門機関。

採択 : 国家が国際法に同意するプロセス。通常、外交交渉において条約が受諾された初期段階のことを言う。条約が発効するためには、採択の後に通常、条約は議会によって批准されなければならない。

裁判権 (jurisdiction) : 裁判所や裁判所に類似した機関が有する、申し立てを審問し判決を下す権限。特定の主題を審問し、特定の種類の原告によって持ち込まれた訴訟を再審理する裁判所の権能についても司法権という。また、権限の及ぶ地理的領域を指していることもある。

「失踪」 (disappearances) : 政治的な動機による殺人のことをいう婉曲表現としてこの言葉を用いる。通常、こうした「失踪」を計画するのは政府当局であるため、犯人が裁きを受けることはまれ。

児童の権利に関する条約 (Convention on the Rights of the Child, CRC) (1989年採択、1990年施行) : 市民、文化、経済、社会、政治などすべての領域における子供の権利を定めた条約。

自然法 : 自然によって定められ、ゆえにあらゆる所で有効となる法律の存在を仮定する理論。哲学においては、自然法とは、すべての人が共通して保持し、社会法や実定法ではなく自然に由来する善や正義の体系のことをいう。

市民のおよび政治的権利に関する国際規約 (International Covenant on Civil and Political Rights, ICCPR) (自由権規約または国際人権B規約) (1966年採択、1976年施行) : すべての人間は広範囲の市民のおよび政治的権利を持つことを宣言した条約。国際人権章典を構成する3つの文書のひとつ。

市民のおよび政治的権利に関する国際規約の選択議定書 (Optional Protocol to the International Covenant on Civil and Political Rights) (1966年採択、1976年施行) : 市民のおよび政治的権利に関する国際規約に付随する追加文書。これに署名した国家は、個人による申し立て、すなわち「市民のおよび政治的権利に関する国際規約」にあるいずれかの権利が否定されたとする個人からの申し立てが、人権委員会によって検討されることに同意することになる。



条約 (convention) : 国家間で結ばれた合意。協定と規約の同義語として用いられる。国連総会によって可決された条約は、条約に署名した加盟国に対して法的拘束力のある国際的な義務となる。国家が条約を批准すれば、条約の条項はその国における法的義務の一部となる。

女子差別撤廃委員会 (Committee on the Elimination of Discrimination against Women) : 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」について、各国によるその遵守を監視するために設置された条約監視機関。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 (Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women, CEDAW) (女子差別撤廃条約) (1979年採択、1981年施行) : 女性に対する差別を禁止し、政府に対し女性の平等を推進する是正措置を取る義務を課す、初の法的拘束力を持つ国際文書。

女性の政治的権利に関する条約 (Convention on the Political Rights of Women) (1952年採択、1954年施行) : 政治の領域における女性の権利を再確認した初期の条約。

女性の地位委員会 (Commission on the Status of Women, CSW) : 国連における女性のための主要な意思決定機関として、国連経済社会理事会 (ECOSOC) によって設置された機関。北京宣言と行動綱領の実施を監視する。

重罪 : 死刑、長期投獄、市民権の剥奪といった重い刑罰によって罰せられるべき犯罪。

集団殺害罪の防止および処罰に関する条約 (Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide) (1948年承認、1951年施行) : 大量虐殺を定義し、大量虐殺を禁止する条約。国際連合による最初の人権協定。

ジュネーブ条約 (Geneva Conventions) : スイスのジュネーブで策定された4つの協定。人道上の事柄に関する国際法の基準を規定したもの。主として非戦闘員と戦争捕虜の取り扱いに関わる。最初の条約は、1863年の国際赤十字委員会設立に続いて採択され、現在では194カ国が批准している。

ジョージ・ピラース (1592-1628年) : 英国の政治家、バッキンガム公。イングランド王ジェームズ1世の寵臣だった。バッキンガム公は外交や戦争に非常に熱心で、ジェームズから実質的に国を統治することを許されていた。バッキンガム公は、1625年のチャールズ (チャールズ1世) への王位継承によりその政治体制を続けた。議会は、バッキンガムが権勢をかさに着て傲慢であり、イングランドを無用にフランスとの戦争 (1626-1629年) やスペインとの戦争 (1624-1630年) に巻き込んだとして不信感を募らせ、敵対視した。



女性に対する暴力の防止、処罰、撲滅に関する米州条約 (Inter-American Convention on the Prevention, Punishment and Eradication of Violence against Women)

(1995年施行) : さまざまな形態の暴力により被害を受けた南北アメリカの女性のために新しい申し立て制度を規定した地域条約。

署名 : 調印。国がある協定を暫定的に承認する行為。署名は、法的拘束力のある義務を生じさせるものではなく、国が国内でその協定を検討し、それを批准することを考慮するという意図を示すものである。署名は、その協定に批准することを国に誓約させるものではないが、署名した国は、その協定の目標や目的を無効化したり、弱体化するような法律を制定しないよう義務付けられる。

陣営 : 対立する勢力の一方の側。また、その集まり。

人権委員会 (Human Rights Committee) : 「市民のおよび政治的権利に関する国際規約」によって設置された条約監視機関。その条約に基づいて、市民のおよび政治的権利に関連する申し立てを調査・審問する機関。国連人権条約について、加盟国による遵守を監視する6つの機関のひとつ。

人権高等弁務官 (High Commissioner for Human Rights) : 世界中の人権の促進と保護に責任のある国連事務所。

人権と基本的自由の保護のための条約 (European Convention for the Protection of Human Rights and Fundamental Freedoms、ヨーロッパ人権条約) (1950年調印、1953年施行) : 市民のおよび政治的人権を保障し、その監督と施行のための機構を設けた地域条約。

人種差別撤廃委員会 (Committee on the Elimination of Racial Discrimination) : 人種差別撤廃条約について、各国によるその遵守を監視するために設置された条約監視機関。

人身売買 : 奴隷にする、また強制労働（監禁労働、借金による束縛を含む）させる目的で人々を募集し、輸送し、滞在させ、収容すること。人身売買による年間収入の合計は推計で5000億円から9000億円と見られている。

人身保護令状 : 裁判官の前へ、または裁判所へ人を連れてくることを要求する令状（裁判所の名において書かれた命令）。特に身柄拘束の合法性を調査するために発行されるものをいう。

人道法 (humanitarian law) : 戦争での戦闘員と非戦闘員の権利を確立する国際的な規則。「ジュネーブ条約」の項を参照。



人民の権利 (peoples' rights) : 団結の権利、集团的権利の同義語として使われる。発展、平和、健康的な環境への権利といった、個人だけでなく集団に属する権利のことをいう。

すべての移住労働者およびその家族の権利保護に関する国際条約 (Convention on the Protection of the Rights of All Migrant Workers and Members of Their Families) (1990年採択、2003年施行) : 移住労働者とその家族の権利を定義した協定。

請願 : 「申し立て」の項を参照。

世界人権宣言 (Universal Declaration of Human Rights, UDHR) : 1948年10月、国連総会によって採択された国連の主要な文書。人権の基準と規範を設けたもので、国連の全加盟国がこの宣言を支持することに同意している。この宣言は、当初の意図としては法的拘束力を有さないものだったが、現在までにそのさまざまな条項が各国で尊重されるようになっているため、今や慣習国際法になっていると言える。

施行 (せこう) : ある協定を批准した国々に対し、その協定が全面的に法的拘束力を持つようになること。協定の施行は通常、いくつかの国が条約を批准した時になされる。

宣言 (declaration) : 合意された基準を述べた文書。法的な拘束力はない。1993年にウィーンで開かれた人権についての国連会議や、1995年に北京で開かれた女性のための世界会議のように、国連会議では通常、2組の宣言が作成される。ひとつは政府の代表によって書かれたもの、もうひとつは非政府組織 (NGO) によって書かれたものとなる。国連総会はしばしば、影響力はあるが法的拘束力のない宣言を発行する。

選択議定書 (optional protocol) : 国際協定の締約国が、協定とは別に同意しなければならない追加事項を記した文書。多くの場合は、国際法廷の裁判権に従うことへの同意など、締約国に対して追加の義務を課すもの。

大量虐殺 (genocide) : 集団殺戮。ジェノサイド。国家的、民族的、人種的、宗教的集団の全体または一部を破壊しようとする意図をもって取られる以下のような行為。(a)その集団の構成員を殺すこと。(b)その集団の構成員に深刻な肉体的または精神的な被害を引き起こすこと。(c)故意に、その集団を物理的に破壊することを企図した生活状態を強いること。(d)その集団内の出産を妨げることを意図した手段を強要すること。(e)強制的に子供をその集団から別の集団へと移送すること。「集団殺害罪の防止および処罰に関する条約」を参照。

ダルフル : スーダン共和国の最西部にある地域。

調印 : 「署名」の項を参照。



手続き (procedure) : 人権に関する申し立てをするためのさまざまな方法。「監視と報告の手続き」の項を参照。

手続きの要件 : 訴訟を起こすために満たさなくてはならない法手続き上の必要条件。実体法上の要件とは区別される。

特別報告者 (special rapporteur) : 人権に関する特定の問題や、世界の特定の地域における人権問題を調査し、情報を収集し、報告するという特殊な任務を与えられている人。例えば「宗教あるいは信仰の自由に関する特別報告者」は、毎年国連の人権委員会にこの人権に関する世界各地の状況を報告する。

難民の地位に関する条約 (Convention Relating to the Status of Refugees) (1951年採択、1954年施行、1967年議定書により改正) : 難民の定義を定め、難民の権利と難民を受け入れた国の責務を述べた主要な条約。この条約において、難民とは「人種、宗教、国籍ゆえに、あるいは特定の社会団体の一員であるために、または政治に関する意見のために、迫害を受ける恐れが実際にあり、かつ母国の外にいる人間」と定義されている。居住地を追われながらも国内に留まっている人々は、避難民と呼ばれる。

89

人間と人民の権利憲章 (African Charter on Human and Peoples' Rights、アフリカ人権憲章) (1981年採択、1986年施行) : アフリカの地域のための人権の基準と保護を確立する。団体とグループの権利と義務に取り組む。

非政府組織 (nongovernmental organizations, NGO) : 政府に属さない人々によって形成された組織。NGOは人権委員会のような人権機関の活動を監視する。NGOは、その任務の範囲に属する人権の「監視機関」である。大規模で国際的なNGOもある（セーブ・ザ・チルドレン、アムネスティ・インターナショナル、ガールスカウト）が、小規模で地域的なものもある（特定の都市で身体障害者を擁護する組織。ある難民キャンプにおける女性の権利を促進する連合組織など）。NGOは、国連の意思決定に影響力を与える上で、主要な役割を果たしている。多くのNGOは、国連における公式な諮問機関の地位を有している。

批准 (ひじゅん) : 国の立法府が、条約や協定の署名に関する政府の措置を確認する過程。国が、条約の受諾後にその拘束を受けるようになるための公式の手順。

避難民 (displaced person) : 政治的な迫害や戦争のために居住地から逃れたが、国境を越えていない人。避難民という用語は、自らを難民 (refugee) と見なしているが、国連難民条約に定められた公式な難民としての資格を有さない人を指して用いる場合がある。「難民の地位に関する条約」の項を参照。



米州機構 (Organization of American States, OAS) : 地域の平和と治安を強化し、経済的、社会的、文化的事柄における地域協力を促進するために設けられた、南北アメリカの独立国家から成る組織。

米州機構憲章 (Charter of the Organization of American States) (1948年調印、1951年施行) : 米州機構による最初の憲章。米州人権委員会を設置した。

米州人権委員会 (Inter-American Commission on Human Rights) : 米州機構に属する機関のひとつで、申し立てのあった人権侵害の調査を行う権限、そして人権保護の手段を提言する権限を持つ。

米州人権裁判所 (Inter-American Court of Human Rights) : 7名で構成される司法機関で、人権侵害について、加盟組織に対して起こされた訴訟を審問する。米州機構の一機関である。

米州人権条約 (Inter-American Convention on Human Rights) (1969年採択、1978年施行) : 南北アメリカにおける人権の保護を規定し、米州人権裁判所を設置した条約。

米州人権宣言 (American Declaration of the Rights and Duties of Man) (1965年) : 地域の人権の基準の宣言。法的拘束力は有しない。米州人権委員会が同宣言に価値を与えてきたことにより、影響力のある文書へと発展した。

北京宣言と行動綱領 (Beijing Declaration and Platform for Action) : 1995年、北京で開かれた女性についての第4回世界会議から生まれた合意文書。同会議では女性の人権を生活のすべての側面について再検討・再確認した。本綱領は会議の代表によって署名され、道義上の効力を有するが、法的な強制力は持たない。

ヘルシンキ宣言 (Helsinki Accords) : 欧州安全保障協力会議による、ヨーロッパの平和と人権を求める原則から成る宣言。その最初の文書は、ヘルシンキ会議最終議定書(1975年)と呼ばれる。

報告手続き : 「監視と報告の手続き」の項を参照。

法の一般原則 (general principles of law) : ほとんど世界中の国で法律となっているため、やがてすべての国に法的拘束力を持つようになった原則。国際法の主な源のひとつである。

マリ : アルジェリア、ニジェール、ブルキナファソ、セネガル、モーリタニアに囲まれた中央アフリカ西部にある内陸国。



申し立て:人権の基準に対して責任を負うべき政府、あるいは政府の代理となる個人や機関が、特定の個人やグループの人権を侵害したとする訴えのこと。請願、あるいは通報（コミュニケーション）とも呼ばれる。

ミャンマー:中国、ラオス、タイ、バングラデシュ、インドに囲まれた東南アジア西部にある国。ビルマとも呼ばれる。